

墨田区地区計画の区域内における建築物の制限に関する
条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正の理由

「隅田川沿川地区（蔵前橋～駒形橋周辺）まちづくり方針」（令和 5 年 3 月策定）に掲げるまちづくりの実現に向け、「東京都市計画隅田川沿川厩橋周辺地区地区計画」を都市計画決定（令和 6 年 3 月）したことから、当該地区整備計画区域を新たに追加する。

2 改正の内容

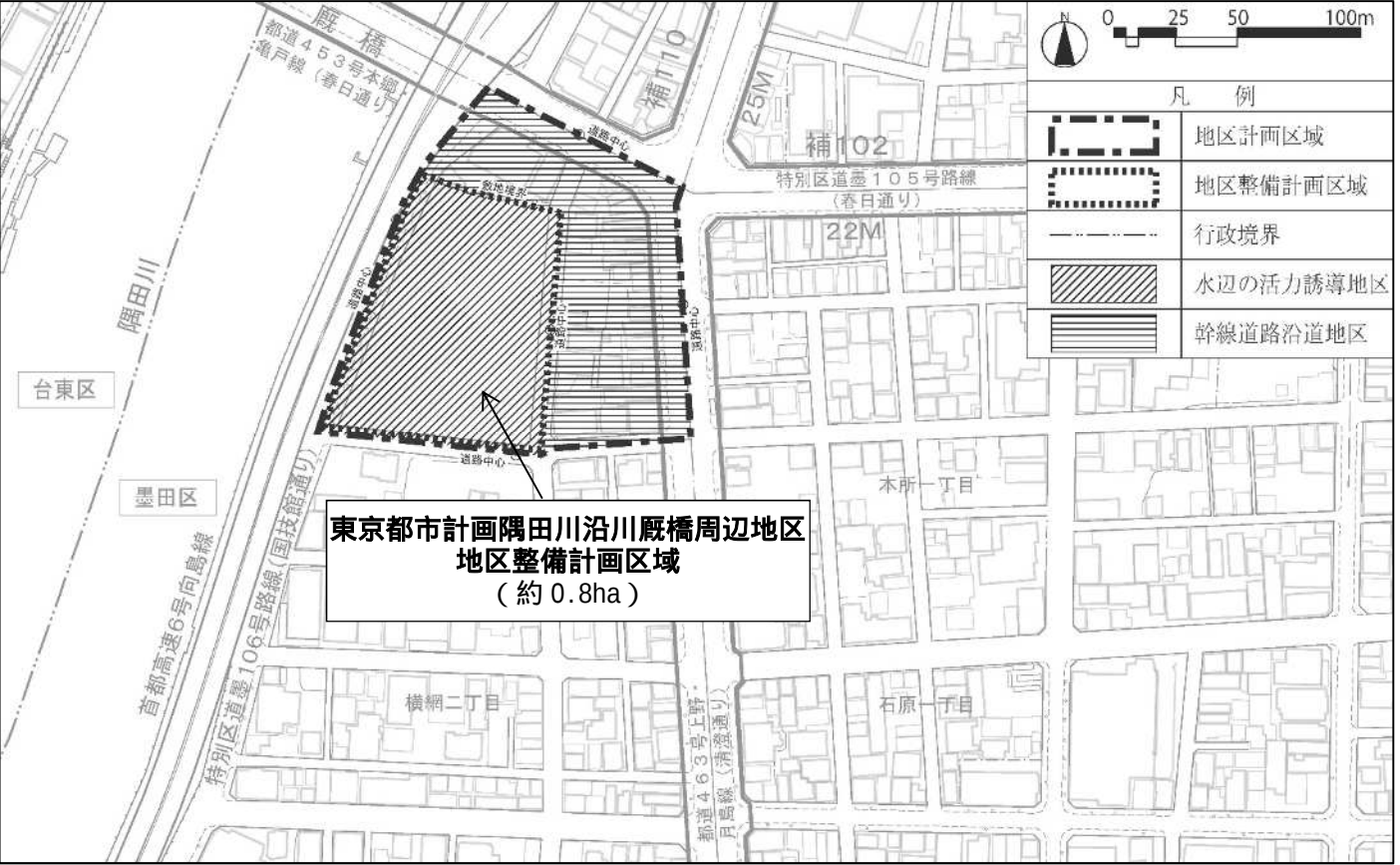
条例の適用区域に、「東京都市計画隅田川沿川厩橋周辺地区地区計画」に係る地区整備計画区域（裏面「参考図 1」）を追加し、同区域における建築物の制限を定める。

地区整備計画 区域の名称	東京都市計画隅田川沿川厩橋周辺地区地区整備計画区域
建築してはならない建築物	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項各号、第 6 項各号、第 7 項各号及び第 8 項から第 10 項までのいずれかに該当する営業の用途に供するもの 【参考】接待飲食等営業、遊技場営業、店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業、無店舗型電話異性紹介営業の用途に供する建築物
建築物の敷地面積の最低限度	5,000 平方メートル
適用除外	公衆便所、巡査派出所等公益上必要な建築物の敷地として使用する場合
建築物の壁面の位置の制限	計画図に示す壁面の位置の数値（裏面「参考図 2」）
適用除外	建築物等及び建築物の部分のうち、上空に設けられるデッキ並びに利用者の快適性及び安全性を高めるための手すり、ひさしその他これらに類するもの
建築物の高さの最高限度	都市計画法第 8 条第 1 項第 4 号に規定する特定街区が定められた区域内の建築物の高さの最高限度は、当該特定街区の都市計画において定める。 【参考】約 9.5 m（特定街区）
建築物の容積率の最高限度	都市計画法第 8 条第 1 項第 4 号に規定する特定街区が定められた区域内の建築物の容積率の最高限度は、当該特定街区の都市計画において定める。 【参考】50 / 10（特定街区）

3 施行期日
公布の日

(参考資料：東京都市計画隅田川沿川厩橋周辺地区地区計画)

■ 参考図 1



■ 参考図 2

